

## 令和6年度農山漁村発イノベーション人材育成研修事業 業務委託基本仕様書

### 1 目的

農林水産業を含む本県食産業の振興と地域活性化に向け農山漁村発イノベーションの取組みを加速させるため、関係機関との連携のもと、基礎知識から事業計画づくりまで、商品開発や販路開拓等に資する知識とノウハウを習得できる実践的かつ体系的なカリキュラムによる研修事業を運営し、県産農産物等の地域資源を活用した新事業に経営感覚や起業家精神をもって取り組む人材の育成を図る。

### 2 業務委託の内容

#### (1) 農山漁村発イノベーション人材育成研修（やまがた農山漁村発イノベーションスクール）の運営（企画、募集、選考、運営）

直売や農産加工、グリーン・ツーリズム等に取り組む農林漁業者（個人・農業生産法人・集落営農組織・JA関係を含む）、農林漁業者等と連携して県産農林水産物を活用した新商品開発に取り組む商工業者、農業・農村資源を活かしたグリーン・ツーリズム等のサービス展開に取り組む観光・交流事業者等を対象に、生産から加工、流通・販売、サービスの提供に至る新事業の創出に必要な知識とノウハウを習得する研修を実施する。

具体的な研修内容については以下のとおりとする。

- ① 開講期間は出来る限り農閑期（概ね10月～2月頃）とすること。
  - ② 受講者は山形県内の対象者について25名程度募集すること。
  - ③ 研修内容は、座学・演習、現地研修、ビジネスプランの作成・ブラッシュアップ及び発表会等とし、50時間程度実施すること。なお、ビジネスプランの作成・ブラッシュアップにあたっては専任講師によるフォロー体制を構築すること。
  - ④ 研修の効果を高めるため、研修の効果や理解度について、毎回アンケート調査を実施し、集計すること。
  - ⑤ 提案額のうち、少なくとも301千円はデジタル人材育成研修（web販売のノウハウやSNSの活用等）に係る費用とすること。
- ※ 提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば、提案を認めるものとする。
- ※ 詳細については別途県と協議の上決定する（以下（2）及び（3）についても同様）。

#### (2) 人材のネットワーク化に向けた支援

各支援機関や金融機関等の協力のもと、農山漁村発イノベーション実践者や若手農業者グループ等のネットワーク化（人脈形成）を促進するための活動を行う。

#### (3) その他付随する業務

受託者は、活動状況を報告として取りまとめるほか、上記に付随する一切の業務を行うものとする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

#### 4 実績報告

実績報告書は、研修のカリキュラムや内容など事業の実施状況及び成果等について取りまとめ、業務完了後速やかに1部提出すること。

#### 5 委託事業に関する要件

この業務委託は、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される農山漁村振興交付金を活用して実施するものであり、国の関係通知によるほか、次の要件を満たすことを条件とする。

- (1) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準にすること。
- (2) 本業務について、国、県、市町村等から他の事業による補助や委託等を受けていないこと。

#### 6 委託業務の対象経費

(1) 対象となる経費は、次のとおりとする。

① 人件費

賃金、通勤手当等の諸手当、法定福利厚生費

② 物件費その他経費

報償費・謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、委託費、使用料及び賃借料等、業務を実施するために必要な直接的経費

③ 上記に係る消費税及び地方消費税

(2) 対象経費として認められない経費は、次のとおりとする。

① 国、県、市町村等の補助金・委託費等により既に支弁されている経費

② 土地、建物等を取得するための経費

③ 施設や設備を設置又は改修するための経費

④ 契約締結等に係る経費

⑤ 業務との関連性が認められない経費

#### 7 留意事項

(1) 本事業を実施する上で必要な機器や物品等は原則リース又はレンタルにより調達すること。なお、リース又はレンタル契約終了後、無償等で借り手に所有権を譲渡する旨の特記のある契約については、実態が購入による財産取得と変わらないこと等から、リース又はレンタル契約終了後、貸し手にリース又はレンタル物件を返還する（所有権移転が生じない）契約とすること。

(2) 開講形式（対面・オンライン等）にあたっては、提案によるものとする。

(3) 本事業に係る経理については、他の事業と明確に区分けするとともに、この委託業務に係る収支の内容を証する書類、帳簿を備え付け、委託業務の完了する日の属する年度の末日から5年間保管すること。

(4) 受注者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。

## 8 その他

この仕様書に記載のない事態が発生した場合は、委託者、受託者協議のうえ決定し、適切な処置をするものとする。